

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 いちき串木野市 (都道府県: 鹿児島県)

本事業の担当部局名 企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	いちき串木野市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 29 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 「第1期いちき串木野市まち・ひと・しごと総合戦略」において、「子育て世代に選ばれ、将来を担う'ひとつくり'」を基本目標のひとつとし、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援により子どもを産み育てる環境の充実を図ってきた。しかし、婚姻数も経年的に減少傾向にあり、また「合計特殊出生率」並びに「出生数」は県内の他市町村と比較しても低くなっている。この傾向については、出会いの機会が十分でないことや近隣自治体との連携が不十分であること、将来のライフプラン等について考える機会が十分でないことが原因であると考えている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 過年度に引き続き、婚姻数や婚姻率の低下に歯止めをかける策として、出会いの場の創出に関する支援の実施と、若い世代が早い段階から将来、結婚等に考える場の創出として市内3高校向けにライフプランセミナーを実施する。本市において「出会い・結婚」の支援のみならず、若い世代が安心して将来この町で出産・子育てできる環境を整える様々なライフシーン施策を展開する。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない世代に対するの補助を行う。</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>			
	<b>【補助対象要件】</b>			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦ともに婚姻日における年齢が44歳以下の世帯 ※国基準を超える分は自治体単費で実施
	<b>【補助上限額】</b>			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<b>【対象費目】</b>			
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
<b>【継続補助】</b>				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>				
<b>【その他独自要件】</b>				
44歳以下の場合、各費用に係る合計が30万円				

2. 申請見込

①新規世帯見込	9	世帯	②継続世帯見込	2	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	6	世帯		

【世帯数積算根拠】

直近の支給実績に基づいた積算(R3:9件・R4:9件)  
 9世帯(申請見込)×300千円(補助上限額)=2,700千円  
 繰り越し2世帯×150千円=300千円  
 ・申請見込については、R3・R4年度の当事業における支給実績を引用(両年度5件)。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	10 世帯
～12月(実績)	5 世帯
1月～3月(見込)	5 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	6 世帯 × 300,000 円 =	1,800,000 円	
	(継続補助)	300,000 円	

3. 広報の実施予定

市広報紙、市公式LINE、SNS、ホームページ等に掲載。戸籍担当課窓口でチラシ配布(50枚)。

KPI項目	単位	目標値	現状値	
				結婚、妊娠、子育てに温かい社会と感じている者の割合
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通				
項目	単位	直近の実績		
合計特殊出生率		1.6 (令和2年度)		
婚姻件数	件	61件 (令和4年度)		
婚姻率		2.29 (令和4年度)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	(アウトプット)			
	1 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	67
	(アウトカム)			
	1 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	22
2 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	80	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページへの掲載依頼。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産会社へのチラシ掲載、配布依頼。			

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。  
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題  
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け  
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。